令和７年（フ）第４３号
広島県三次市吉舎町吉舎211番地２、開始決定時の住所広島県三次市吉舎町吉舎213番地６
破産者　桑田　和樹
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和６年（フ）第１０号
山口県防府市大字仁井令706番地の18
破産者　平木　貴文
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２９９号
高知県土佐市高岡町丙21番地28
破産者　溝渕　　陽
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第７０５号
沖縄県浦添市字前田1061番地　グランデュール城305号、開始決定時の住所熊本市東区御領２丁目20番32号　ガーデンリバーハイツ御領207
破産者　山内　康嗣
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１２８号
埼玉県春日部市豊町５丁目３番地３　エスポワールＥ―102
破産者　加藤　芳史
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和８年12月11日午前11時20分
令和８年10月29日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１２９号
埼玉県春日部市豊町５丁目３番地３　エスポワールＥ―102
破産者　加藤　正子
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和８年12月11日午前11時20分
令和８年10月29日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２６２号
徳島県吉野川市鴨島町知恵島1582番地
破産者　大島　理奈
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午前10時45分
令和８年10月29日　　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６号
福岡県八女市黒木町湯辺田675番地１
破産者　有限会社カヤシマ興産
１　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
２　一般調査期日　令和９年２月３日午後１時10分
令和８年10月28日
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和７年（フ）第５９４８号
大阪市西区新町２丁目９番３号　双竜ビル４階
破産者　株式会社タマイ
１　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時20分
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０５号
福岡県行橋市西泉１丁目７番６号ヴィアソーレＡ201
破産者　八木　伸一
１　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
２　一般調査期日　令和９年１月28日午前10時10分
令和８年10月29日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

債権者集会招集

令和７年（フ）第５９４８号
大阪市西区新町２丁目９番３号　双竜ビル４階
破産者　株式会社タマイ
１　期日　令和９年１月21日午後２時20分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２０２８号
大阪府枚方市津田元町３丁目８番３号
破産者　杉山　義明
異議申述期間　令和８年12月24日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７１号
大阪市鶴見区今津北５丁目１番14―410号
破産者　伊藤　寿惠
異議申述期間　令和８年12月24日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００２号
鳥取市吉成140番1
清算株式会社　株式会社トーキン
代表清算人　澤田　功
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００２号
青森県八戸市大字寺横町１３番地
清算株式会社　株式会社新教育センター
１　決定年月日　令和８年１０月２２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所八戸支部

令和８年（ヒ）第１００１号
神戸市灘区新在家南町４丁目２番１号
清算株式会社　関西ボトリング株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月２３日
２　主文　本件特別清算を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第６号
京都市右京区西京極東池田町３９番地　アフリー太田６０１
清算株式会社　株式会社カランド
１　決定年月日　令和８年１０月２１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３００３号
川崎市多摩区登戸３４８番地
清算株式会社　株式会社稲穂
代表清算人　　森　満治
１　決定年月日　令和８年１０月２３日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社及び協定債権者は、以下の事項を確認する。
（１）　頭書事件は、令和７年７月１５日付で成立した清算株式会社及び協定債権者間の弁済計画（以下、「本件弁済計画」という。）の履行として申立てされたものであること。
（２）　本件弁済計画における協定債権者に対する弁済は、下記金額（以下、「基準債権額」という。）を基礎に按分弁済するものとされていること。
川崎市信用保証協会：４３，３６６，９３８円
神奈川県信用保証協会：３１，０５１，７０７円
日本政策金融公庫：８，２６４，０００円
城南信用金庫：０円